

会員の皆様へ

三郷市立彦郷小学校
PTA会長 矢内邦恵

自転車保険とPTA保険について

埼玉県自転車条例が改正され、今年の4月1日から、自転車に乗る人は必ず自転車保険に加入することが義務づけられたことをご存じですか？この条例は、自転車による交通事故が起きた場合に、被害者を確実に救済するため、そして加害者の経済的負担の軽減を図るために制定されたものです。「自転車保険」という自転車事故に特化した保険のほか、自動車保険・火災保険・傷害保険等の特約で、自転車事故に対応した損害賠償が含まれていれば大丈夫です。

そして皆様にお知らせしたいのが、彦郷小学校PTAも加入している「埼玉県PTA連合会保険制度」のオプション保険には、自転車事故に対応できる損害賠償が含まれているということです。このオプション保険に加入するにあたって、PTA会費から児童1人あたり約220円（年額）を支払っておりますので、ぜひご活用ください。（万が一事故が発生した時は、すぐに学校へお知らせください。）

ただし、オプション保険の対象は本校に在籍する児童のみです。ご家族は対象外ですのでご注意ください。

<参考資料① 埼玉県発行「自転車条例改正広報チラシ」>

（おもて）

（うら）

平成30年
4月1日施行

埼玉県では 自転車保険への加入が 義務になります!

自転車事故の
高額賠償事例
9,521万円
(神戸地方裁判所、平成25年7月)

Q なぜ義務化するの?
自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

Q 何が変わるの?

- ① 自転車利用者**
埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
- ② 自転車を利用する事業者**
業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外
- ③ 自転車貸付業者**
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が**義務**になります。
- ④ 自転車販売店・学校**
自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が**努力義務**になります。

自転車保険の加入状況を チェック!

➡ はい ➡ わからない ➡ いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車損害保険等)に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られるITSマークも該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険(職場で加入する保険や学校のPTA保険等)のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車保険への加入が必要です。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険 自動車保険の特約 火災保険の特約 傷害保険の特約
団体保険	会社等の団体保険 PTAの保険
共 済	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険	全労済、市民共済など
クレジットカードの付帯保険	自転車の車体に付帯した保険 カード会員向けに付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

<参考資料② 埼玉県ホームページより>

埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が平成 24 年 4 月 1 日に施行され自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を図るとともに、交通事故が起こった場合の被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し、自転車保険の加入に努めることとしました。しかし、近年自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど自転車の事故に対する社会的な責任の重みが増してきている状況にあります。こうした状況の中で、埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化及び学校等における保険加入確認の努力義務を規定しました。

<参考資料③ 広報チラシ裏面の一部拡大>

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

〈日常生活での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 済		全労済、市民共済など
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

〈業務中での賠償責任保険等〉

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車の車体に付帯した保険

<参考資料④『埼玉県PTA連合会 保険制度の手引き』（総会資料 23 ページにも掲載）>

賠償責任保険：オプション

事故報告書：様式Ⅳを使用

③学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTA会員の児童・生徒の学校の管理下でない日常活動中に生じた事故に起因して児童・生徒またはその法定監督義務者（親権者・後見人）が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

◆被保険者（補償を受けることができる方）

貴PTA会員の児童・生徒および貴PTA会員の児童・生徒の親権者等の法定監督義務者

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまった。



◆補償金額： 支払限度額 1 事故につき（対人・対物共通）1 億円（免責金額なし）
※示談交渉なし

*他人から借用した保管物等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*学校の管理下（授業中・部活動中）の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生致しませんので、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

*スポーツ中の相手同士のケガやケンカはお支払いの対象とはなりません。